

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-8-2
許認可等の種類	特定労働者協同組合法人の主たる事業所の所在場所の変更の認定			
根拠法令条例等・条項	労働者協同組合法第94条の9			
許認可等の概要	特定労働者協同組合法人の主たる事業所の所在場所の変更の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】労働者協同組合法 第94条の9 特定労働者協同組合は、主たる事務所の所在場所の変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>2 前項の変更の認定を受けようとする特定労働者協同組合は、厚生労働省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 第94条の3及び第94条の4(第2号を除く。)の規定は第1項の変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。</p> <p>5 第2項の申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出しなければならない。</p> <p>6 第1項の変更の認定をしたときは、変更後の行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			